

多賀城市文化センター 選定までの取組経過および評価・選定委員会の概要

1 指定管理に関する取組経過

年 月 日	事 項	概 要
平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者を公募で選定 JM共同事業体
平成28年4月1日～ 令和3年3月31日	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者を公募で選定 JM共同事業体
令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者を公募で選定 JM共同事業体
令和7年6月3日	指定管理者評価委員会	第3期指定管理者からの実績説明後、質疑等を行い、合格ラインに達していると評価を得る。また、第4期指定管理者の候補者選定方法及び指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会議	第3期指定管理者の評価委員会の結果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	教育委員会に第4期指定管理者の候補者を公募により選定することを提案する旨報告し、了承 指定期間を10年間とすることを決定
令和7年7月23日	教育委員会	第4期指定管理者の候補者を公募により選定することを決定
令和7年7月29日	公募開始	第4期指定管理業務を公募する旨を市ホームページに掲載（募集要項、仕様書、スケジュール等）
令和7年8月5日	事業者説明会	募集要項等の説明を行い、質問について8月18日まで書面により受付。47項目の質問があり、8月26日に回答
令和7年9月1日～ 同月10日	申請書受付	2団体から申請書を受理
令和7年10月10日	指定管理者選定委員会	指定管理者指定申請者（2団体）からの企画提案説明後、質疑・評価を行い、第1候補者、第2候補者を選定
令和7年10月22日	行政経営会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、了承
令和7年10月24日	社会教育委員会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月29日	教育委員会	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、第1候補者を決定
令和7年11月21日	多賀城市議会全員 協議会	第4期指定管理者指定の取組状況について説明

令和7年12月22日	令和7年第4回市議会定例会	第4期指定管理者の指定 債務負担行為の設定（令和8年度～令和17年度）
------------	---------------	--

2 指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

多賀城市文化センター

(2) 指定管理者が行う業務の範囲（太枠部分）

文化センター		
市民会館	中央公民館	埋蔵文化財調査センター
芸術文化事業の実施	講座、教室等社会教育事業の企画運営業務 【市職員が行う業務】	資料収集、保管、展示、調査研究業務 【市職員が行う業務】
施設、設備の貸出業務 (利用許可)	施設、設備の貸出業務 (利用許可)	—
施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理
文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

(3) 指定管理期間

第4期 令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間

(4) 指定管理者候補者の概要

名称 JM共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン
東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

設立 平成23年4月1日

3 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和7年6月3日(火) 午後1時30分から午後5時まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城教育大学教授 村上 タカシ	学識経験者又は有識者
副委員長	企画経営部長 小野 史典	市職員
委員	菊池 すみ子	施設利用者代表
委員	鈴木 久美子	施設利用者代表
委員	仙南芸術文化センター館長 玉渕 博之	学識経験者又は有識者
委員	宮城県多賀城高等学校教諭 平山 俊幸	学識経験者又は有識者
委員	都市産業部次長 阿部 克敏	市職員

(3) 評価対象

ア 名称 JM共同事業体

代表団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

イ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

(4) 評価委員会の評価方法

ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価

(委員一人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／充分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

イ 総合評価

委員 7 人の評価の合計が 294 点 (490 点満点の 6 割) 以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の 3 段階で評価

総合得点	評 価
392 点～490 点	合 格 (優)
343 点～391 点	合 格 (良)
294 点～342 点	合 格 (可)
0 点～293 点	不格合 (不可)

(5) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点 (490 点満点中)	評 価
327 点	合 格 (可)

※採点表は、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表」のとおり

文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点		A	B	C	D	E	F	G	合計	No
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	3	4	4	3	4	3	25	1
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	4	4	2	3	3	22	2
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	4	3	3	2	3	4	22	3
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	3	3	3	4	3	3	4	23	4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	3	4	3	2	4	4	24	5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	3	3	4	4	3	3	4	24	6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	4	4	4	3	3	4	25	7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の対策・準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	4	4	4	3	4	26	8
施設の貸出し		・施設の貸出は適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	3	3	3	2	3	3	20	9
事業運営	芸術文化振興事業（ホール事業）	・ホール事業の運営方針は妥当か ・ジャンル、質、量は十分か ・施設の特性を生かしているか ・入場者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか ・収支は妥当か	3	3	3	4	2	4	3	22	10
	地域芸術文化の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大、地域への芸術文化浸透を図る次のような取組は十分か ①児童生徒・親子を対象とした芸術文化事業 ②ロビーステージ、出前コンサートなどのホール外事業	4	4	3	4	3	4	3	25	11
	団体・イベントの支援	・芸術文化協会、文化センター利用団体等への支援は妥当か ・市民音楽祭、文化センターまつり、芸術文化祭等への支援は妥当か ・芸術文化発表促進の取組は妥当か	3	3	4	3	4	4	3	24	12
広報		・芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	4	3	3	3	23	13
地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	3	3	3	4	3	3	3	22	14

総合得点	46	46	49	52	39	47	48	327
採点率	65.7%	65.7%	70.0%	74.3%	55.7%	67.1%	68.6%	66.7%

(6) 評価委員会からの付帯意見

ア 評価できる点

- (ア) 多賀城ならではの魅力を追求する姿が期間内の実績から多く見られた。
- (イ) コロナ禍からの脱却のための取組み
- (ウ) 令和3～6年度は、コロナ禍と大規模改修工事があり、施設運営は非常に困難だったと思う。その間に空調設備や使い勝手の悪かった部分を修繕するなど、今後に生かせる事業を行ったこと。
- (エ) 市民と共に開催した音楽祭や文化センターまつりなどでは、コロナ禍での対応について協議しながら進めるサポーターの役を大いに發揮していただいた。
- (オ) 3期を通して、より多様性を感じられる事業等の取組みが認められる。
- (カ) まだまだ伸びしろがあると感じ、より多分野連携を図る事業の取組みに期待が持てる。
- (キ) 多賀城市文化センターでは、文化活動、学習、集会など幅広い用途に活用できるよう、工夫がされており、安全対策や危機管理の方針も整備されている。
- (ク) Wi-Fi環境も整備され、年々使用しやすくなっていると感じる。
- (ケ) かえっこバザールや地域のN P Oや団体と連携した、インクルーシブな事業などは評価できる。
- (コ) 子供達、若者たちが参加して楽しめるイベントを作ってくれている。
- (ヌ) 公演鑑賞の機会を子供達や障がい者の方々に支援の提供をしてくれている。
- (シ) 地域との連携を大事にしながら交流の促進と町づくりに尽力、地域経済への貢献を考えている。
- (ス) 自己評価と事務局のモニタリング評価の点数の差異を分析し、見直すべきことを見極め、翌年の運営の改善点として真摯に取り組んでいることは好評価に値する。
- (セ) 無事故・無災害を長年継続してきたことは相当の努力が必要、好評価に値する。

イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 選ばれる施設の強みをP Rすることが必要
- (イ) 人材育成の分野でのビジョンをより明確にしていく必要がある。その意味でもスタッフのカラーをもっと引き出し、新たな取組についても担当課側と連携し、実現に向けられるよう密にコミュニケーションを取ってほしい。
- (ウ) 少子化が進む地域社会で、特に若年層が利用しやすくする工夫が必要であると考える。
- (エ) 施設の独立性がうまくいくかどうかが、利用状況を左右すると思う。
- (オ) 小ホールでのイベントがある時には、大ホールとリハーサル室を借用しても、リハーサル室での音出しができないことや、会議室利用がある時には、展示室での音楽活動が制限されてしまうので、この点を改善することで、より利用状況が向上すると考えている。

- (カ) 他の文化施設でも行われているような内容のものが多い。この文化センターならではの特徴を出し、観光事業とも連携し、外国人も立ち寄れる文化施設を目指してもらいたい。
- (キ) 物価高騰や社会情勢の影響による光熱費等の経費見直しへの対応。
- (ク) 現状、アートマネジメントを担う人材の育成が未熟であるが故、芸術家への支援が不足していること、及び芸術作品を一から作っていくといった取組ができていないことに課題を残す。

4 指定管理者候補者の選定方法

(1) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

（1）～（7） 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

(2) 第4期指定管理者候補者の選定について

令和7年7月23日（水）に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市文化センターの次期指定管理者候補者について、「公募」により選定手続を行うことを決定した。

- ア 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、選定方法は原則「公募」であること。
- イ 現指定管理者について、令和7年6月3日（火）に開催した多賀城市文化センター指定管理者評価委員会において評価を行ったところ、大規模改修工事やコロナ禍など、企画提案当時には想定していなかった苦しい状況の中でも工夫をして事業運営したことについては評価できるものの、評価結果は「合格（可）」であったこと。
- ウ 現指定管理者には伸びしろを感じるが、他にも優れた事業を行う事業者と比較競争させることで新たな期待が持てるところから、広く公募することが望ましいと思われるのこと。

5 次期指定管理期間について

(1) 次期指定管理期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

○多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

IV 指定管理者制度運用手順

2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。

ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年未満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超えた必要な期間を設定可能とします。

(2) 第4期指定管理期間について

令和7年7月17日（木）に開催した行政経営会議において、多賀城市文化センターの次期指定管理期間について、「多賀城市指定管理者制度運用方針」IV 2の規定により、次期指定管理期間を10年間とすることを決定した。

- ア スタッフの人材確保の観点から考えると、指定期間が5年では短く、5年を超える長い期間であることが望ましいと思われること。
- イ 大規模改修工事を今後10年以内での実施を想定していることを踏まえ、自主事業の計画を長期的に立案することができ、かつ安定した運営につながる利点があること。
- ウ 指定期間が短い場合、民間が持つ能力やノウハウなどの力を発揮できる期間が短期間に限られてしまう。5年を超える期間を指定することで、更なる民間力を発揮することができ、かつ多賀城市を深く理解し、多賀城市的魅力を最大限に発信できる期間がさらに長くなると思われること。

6 公募の実施

(1) 募集要項公表日

令和7年7月29日（火） 市ホームページに掲載

(2) 説明会

開催日時 令和7年8月5日（火）

会場 多賀城市役所5階 501会議室

参加団体 6事業所

(3) 申請受付期間

令和7年9月1日（月）から同月10日（水）まで

(4) 申請団体（受付順）

ア TAGA N e x U S A l l i a n c e (タガ ネクサス アライアンス)

代表団体 アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

構成団体 陽光ビルサービス株式会社

宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3-7 K2小田急ビル5階

イ JM共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン

東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

7 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の概要

(1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和7年10月10日（金） 午後1時30分から午後5時25分まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城教育大学教授 小塩 さとみ	学識経験者又は有識者
副委員長	保健福祉部長 萱場 賢一	市職員
委員	岩井 寛二	施設利用者代表
委員	佐藤 美津子	施設利用者代表
委員	公益財団法人宮城県文化振興財団理事長 阿部 正直	学識経験者又は有識者
委員	総務部次長 三浦 崇	市職員
委員	企画経営部市民文化創造課長 佐藤 昌史	市職員

(3) 評価方法

ア 評価基準

委員ごとに 17 の審査項目を次の 0 点から 5 点までの 6 段階により評価
(委員一人当たり 85 点満点)

点 数	基 準
5 点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4 点	優秀である／高度な能力を有している
3 点	満足できる／充分な能力を有している
2 点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1 点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0 点	全く満足できない／任せることができない

イ 総合評価

委員 7 人の評価の合計が 357 点 (595 点満点の 6 割) 以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の 3 段階で評価

総合得点	評価
476 点～595 点	合格 (優)
416 点～475 点	合格 (良)
357 点～415 点	合格 (可)
0 点～356 点	不合格 (不可)

(4) 評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次のとおり決定した。

申請者	総合得点	評価	順位
J M 共同事業体	479 点	合格 (優)	第 1 候補者
TAGA N e x U S A l l i a n c e	408 点	合格 (可)	第 2 候補者

※ 詳細については、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者選定委員会評価基準及び採点表」のとおり。

文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

審査項目	審査の視点	TAGA Nexus Alliance	JM共同事業体	No
(1)管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設置目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	25	31	1
(2)収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策が示されており、その内容は妥当か	22	25	2
(3)運営体制	①組織体制、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	23	26
	②人員配置、職員育成、労務管理	・職員の経験、実績資格等は十分か ・職員教育や研修など、職員の育成対策に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか ・雇用条件、労働条件、福利厚生など、労務管理は適切か	23	29
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策があるか ・利用者からの要望や提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	25	28
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	24	25
(4)施設管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	24	28
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	26	27
(5)施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にする姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	25	30	9
(6)文化芸術の振興	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の魅力を最大限に生かした文化芸術振興を達成できる事業の内容か ・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい事業の内容か	24	31
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を主とした文化芸術事業の実施方針の内容は妥当か ・本市及び本施設の特性を生かしているか ・ジャンル、質、量は十分か	24	28
	③地域文化芸術の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大を図る取組は妥当か ・地域への文化芸術浸透を図る取組は妥当か	23	30
	④芸術文化活動・交流の促進	・芸術文化活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か ・インバウンドへの取組に努めているか ・芸術家等の育成への取組に努めているか	24	30
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	25	27
(7)広報	・施設の利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	23	26	15
(8)地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	24	28	16
(9)経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	24	30	17

総合得点 (595点満点)	408	479
採点率	68.6%	80.5%

文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

団体名 J M 共同事業体

審査項目	審査の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	No	
(1)管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設置目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	5	5	4	5	4	4	31	1	
(2)収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策が示されており、その内容は妥当か	3	3	4	3	4	4	4	25	2	
(3)運営体制	①組織体制、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	3	5	3	5	3	4	26	3
	②人員配置、職員育成、労務管理	・職員の経験、実績資格等は十分か ・職員教育や研修など、職員の育成対策に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか ・雇用条件、労働条件、福利厚生など、労務管理は適切か	4	4	4	4	5	4	4	29	4
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策があるか ・利用者からの要望や提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	4	5	5	3	4	4	3	28	5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	3	3	4	3	5	3	4	25	6
(4)施設管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	4	3	5	4	5	3	4	28	7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	5	4	4	3	4	27	8
(5)施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にする姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	4	4	5	4	4	4	5	30	9	
(6)文化芸術の振興	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の魅力を最大限に生かした文化芸術振興を達成できる事業の内容か ・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい事業の内容か	4	4	5	4	5	4	5	31	10
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を主とした文化芸術事業の実施方針の内容は妥当か ・本市及び本施設の特性を生かしているか ・ジャンル、質、量は十分か	4	3	5	3	5	3	5	28	11
	③地域文化芸術の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大を図る取組は妥当か ・地域への文化芸術浸透を図る取組は妥当か	4	4	4	4	5	4	5	30	12
	④芸術文化活動・交流の促進	・芸術文化活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か ・インバウンドへの取組に努めているか ・芸術家等の育成への取組に努めているか	4	4	5	4	5	4	4	30	13
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	3	4	4	4	5	3	4	27	14
(7)広報	・施設の利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	3	4	4	3	5	3	4	26	15	
(8)地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	4	4	4	4	4	28	16	
(9)経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	4	5	5	4	5	3	4	30	17	

総合得点	63	65	78	62	80	60	71	479
採点率	74%	76%	92%	73%	94%	71%	84%	80.5%

(5) JM共同事業体に係る選定委員会からの付帯意見

ア 評価できる点

- (ア) 指定管理 15 年の実績と蓄積された経験を生かした安定した運営が期待できる。
- (イ) これまでの実績と成果から本市が求めていいる文化芸術振興事業の継続と新たな展開に期待が持てる。
- (ウ) これまでの 15 年間の経験を生かしつつ、新しい目標設定を行っていること。
- (エ) 10 年間の指定管理を生かした計画を立てていること。
- (オ) 指定管理の 10 年の先まで見通した計画であること。
- (カ) 音楽・美術・演劇など、多彩な芸術分野を扱っている計画であること。
- (キ) 街づくりと芸術文化の関係を適切かつ大胆に計画していること。
- (ク) 3 期 15 年の間には、文化センターにおいてはさまざまな事がありましたが、その都度一生懸命取り組んできていたこと。
- (ケ) 文化センターを利用しているものとしてスタッフとの信頼関係においてスムーズに利用することができていること。
- (コ) 15 年間の指定管理を通して、多賀城市の現状と課題、目指す方向性などは概ね理解できていること。
- (サ) 多賀城市的指定管理者であることを意識した具体的な提案が多く感じられること。
- (シ) 今までの実績、経験が今後 10 年間の管理運営に良いと思うこと。
- (ス) サードプレイス含め、社会課題にも対応すべく環境づくりをしていること。
- (セ) 世界を見据えた文化づくり、人財育成を視野に入れて取り組もうとしていること。
- (リ) アートマネジメントを意識して文化づくり、人財育成を進めようとしていること。
- (タ) 多賀城の個性ともなるレジデント・カンパニーという仕組みにより 1300 年で紡がれた市民文化を未来に継承しようとしていること。
- (チ) 現実的な体制・人員配置になっていること
- (ツ) アートマネージャー、レジデント・カンパニーの登用。
- (テ) 多賀城シティフェスティバルの実施。
- (ト) 事業の内容が具体的であること。
- (ド) 多賀城ならではという提案が多いこと。

イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 老朽化する施設の適正管理と計画的な維持管理による関連経費の抑制。
- (イ) 大規模な計画が複数あり、すべてを実行するとなると、かなりのマンパワーが必要になると思われること。
- (ウ) 外国人に向けての館内表示物の設置。
- (エ) 今後は多くの外国人が文化センターを利用することも考え、窓口での外国人の雇用を考えてはどうか。
- (オ) 10 年の間にいろいろな周囲環境の変化があると思われる。それに対応できるよ

うな体制を取るよう希望する。

- (カ) 人財育成と文化創造の取組が世界に通じる、挑戦する、そんなカタチとして成果が確かに発出されるよう取り組んでほしい。
- (キ) 関係し、支援しようと考える既存の施設利用団体に対しても、新たな価値の提供や気づきを与えるような、働きかけがあることを期待する。
- (ク) 年次進行による事業の拡充をこなしていくのは大変そう。

8 JM共同事業体の企画提案の概要（抜粋）

(1) 管理運営の方針・理念

ア 市の将来像とともに実現するパートナーとしての基本理念

多賀城市は、創建1300年の節目を迎え、今後10年間に市庁舎エントランス棟完成、東北学院大学跡地再開発、市制60周年、政庁復元計画など、大きな変革の時を迎える。その中で、市の文化振興方針は、多賀城創建1300年記念事業で育まれた市民文化創造のレガシーを、行政主導から市民主体の取り組みへつなげていくことを重視しています。

また、文化振興と観光振興を連携させ、インバウンドを含めた交流人口の拡大と地域活性化を、施策の柱としています。その中において、当施設は東北随一の文化交流拠点、創造拠点として、その実現の基盤であり、その運営者には地域活力の一層の向上を市とともに歩むパートナーとしての位置づけが強く求められていると認識しています。

イ 第4期理念

市民とともに歴史と文化をつなぎ未来をはぐくむ。

T A G A J O C U L T U R A L N E X T

—つなぐ、ひろがる、多賀城—

ウ 指定管理者に求められる役割

多賀城創建1300年で築いた市民文化創造を未来につなぐ、市の文化振興をともに担うパートナーであること。

エ 私たちの4つの挑戦（指定管理10年を最大限活用した重点取組）

(ア) 多賀城独自の文化創造

多賀城の歴史を現代の芸術で再構築する舞台芸術の創造、市民が主役となり地域の歴史の語り部・地域文化の表現者となる事業を、市と市民とともに振興します。それにより多賀城でしか生み出せない歴史と文化が循環する独自価値を創造することに挑戦します。

(イ) 市民文化を市民が創造する仕組みづくり

みらい創造クルーを継続発展させていく連携、1300年事業のレガシーを継承する事業、アートマネジメント人材・芸術家育成等、市民一人ひとりが文化の担い

手となる仕組みづくりを多賀城市と共に醸成していくことに挑戦します。

(ウ) 文化と観光が連携した交流人口の拡大

文化センターを、文化と観光が連携した交流人口拠点として、インバウンドを含めた観光受け入れ環境整備、宮城オルレ等観光事業とセンター事業の連携、センターとまちなかを一体に結ぶ地域交流のエリアマネジメントに挑戦します。

(I) 大規模改修・延命化への専門的関与

大ホール大規模改修工事の効果最大化、今後予定される小ホール改修工事への計画段階から積極的関与します。10年の期間を生かした中長期修繕計画の策定をすることで、延命化・維持管理コスト縮減の具体化に挑戦します。

(2) 収支計画

ア 収支計画の基本的な考え方と第3期指定管理期間の成果

収支計画の基本方針を「ムダは省き効率的施設運営バランスを鑑みる」と定め、経営効率化とサービス向上の両輪を実現してきました。

(ア) コスト削減の取組

- a 高騰する光熱水費の削減に向けて、新電力「JTBでんき」を導入しコスト削減
- b 改修工事による休館中の経費削減

(イ) 収入増の取組

- a コロナ禍でも助成金獲得により大型公演を実施し、文化芸術振興に努め収支改善を実現
- b コロナ・大規模改修で利用減少、営業拡大で新規ホール等利用者を獲得し対策

イ 第4期10年の収支計画と持続可能な収支構造に向けての提案

第4期指定管理10年という期間は、自主文化事業・サービス・維持管理においては、長期的な展望を描くことができる恵まれた指定管理期間ですが、収支計画策定においては、変動想定が難しい期間です。持続可能な指定管理者制度を経営していくにあたっては、指定管理者が「施設利用料」「事業収入」の経営努力による向上を図った土台の上で、「人件費」「業務費」「光熱水費」の上昇変動をいかにコントロールし、持続可能な収支構造としていくかを、市と指定管理者が同じ目線で協議・構築していく必要があると考えます。

当事業体は、3期15年の運営で蓄積した経営情報から、現実的な収入想定、支出想定をたてることができ、ムリのない削減可能ラインと利用者影響が発生してしまうラインを見極めた収支計画を提案出来る唯一の共同事業体です。

(ア) 大規模改修後の利用回復をはかり、2%前後の施設利用料収入増を目指します

コロナ禍・大規模改修工事・利用料改定による利用減を回復することを目的に、第4期運営期間中に年間1,100千円(2%)の利用料収入増を目指します。

(イ) 助成金・補助金・協賛金の外部資金導入をはかり、事業収支改善を目指します

文化庁アートキャラバン事業他、宝くじ助成金等の大型助成金等を活用して主催

事業の収支幅圧縮にチャレンジしてきました。第4期目も積極的に外部資金導入を図るとともに、地元企業からの協賛金を募り、良質な文化芸術振興と収支改善を目指します。

(イ) 人件費は宮城県最低賃金等の公的統計をもとに明確な上昇率を算定し提案します

社会情勢による人件費変動を10か年予測することは難しく、提案段階では公的統計をもとに明確な上昇率を算定します。その上で、物価変動は指定管理者リスクのため、社員人件費上昇分の50%を指定管理者が負担します。この上昇率を超える人件費高騰が発生した場合は、不可抗力として指定管理料の協議をし、過度な人件費上昇を抑制します。市と指定管理者が同じ目線で持続可能な収支構造としていく仕組みを提案します。

(ロ) 業務費はコスト抑制を提案します

業務費支出は、法定点検・定期点検等の保守点検再委託業務の支出です。先般の社会情勢による業務費の高騰を避けることはできず、さらに10か年の正確な業務費予測をすることは不可能であるため、提案段階においては、委託事業者と良好な信頼関係を維持し、スケールメリット活用を継続すること、適正インターバル見極めによる効率化、コストレビューの定期実施を行うなど改善することを重視し、急激なコスト上昇を抑制します。

(ハ) エネルギーマネジメント施策・提案により光熱水費の抑制を目指します

光熱水費は、エネルギー使用適正化による電力基本料金低減と共に新電力を導入し契約料金低減を実現しましたが、使用量単価は世界情勢により大きく変動するため、コントロールする事は不可能であり経営上のリスクになっています。

第4期においては、館稼働率上昇が見込まれ、使用量の戻りが予測されますが、専門技術員による省エネ診断と施策具現化を行い、10年の長期だからこそできるエネルギー マネジメント施策を実施し光熱水費抑制を目指します。

(カ) 「ムダは省き効率的施設運営バランスを鑑みる」効率的な販管費縮減計画を提案します

人件費高騰等に見られる経費増加の一方、ムダを削る効率運営を継続して注力します。当事業体各社の運営ノウハウ、15年間の業務実績を活かし、今後も効率的な運営を徹底します。

(3) 運営体制

ア 組織体制、再委託

管理期間3期15年で培ってきた利用者とのコミュニケーション、地域との関わり、プロモーター等事業関係者との実績と信頼関係構築、そして生涯学習課との微細に渡る報告・連絡・相談を経て築いてきた信頼関係、敷地内のすべての設備を把握し管理運営してきました。4期目はさらに運営体制を変革し、第4期重点取組とともに協働する連携パートナーを迎え、専門性に富んだ業務遂行を目指します。

イ 人員配置、職員育成、労務管理

(ア) 施設を熟知するスタッフによる機動的・機能的な高いサービスレベルを維持します

スタッフは1期目からの人も多く勤務継続しており、経験を重ね専門性の高い様々なスペシャリストを、経験と個々のスキルを踏まえ適材適所に配置しています。

第4期は、指定管理者に求められる役割、当事業体の提案を実現していくため、職員の役割を大きく変革し、「地域コーディネーター」職を新しく設置し、利用者の市民活動・サークル活動を支援する地域連携の役割を担います。

また、「アートマネージャー」職も新しく設置し、市民が主体となって事業を組み立てていく仕組みづくりやみらい創造クルーとの連携等、市民主体の事業推進の中心的役割を担います。

(イ) 地域雇用・高齢者・障害者等雇用に関する方針

地域雇用について、代表企業及び構成企業では、正規社員3名、パートタイム社員5名を採用しています。また、常勤再委託先職員では計6名を雇用し、地域雇用を優先した採用を行っています。

ウ サービスの維持・向上

「参加者の声」はサービス向上に欠かすことのできない貴重な財産です。

大切なことは、「1. 向き合って声を聞く」「2. 一歩踏み込んで考えて対応」「3. 正確に責任をもって情報提供」を全ての職員が自発的に行い、サービス向上と日常業務に反映できる仕組みであると考えます。

(施設利用者からの意見や要望等の把握方法)

窓口・電話	施設利用報告書のアンケート	ご意見箱
メール/FAX/郵便/WEB	事業開催時のアンケート	ミニ投票
スタッフのお声がけ	施設利用者アンケート	施設利用者懇談会

エ 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

代表企業、構成企業ともに、それぞれ「グループ行動規範」および「行動指針」において、利益の追求以上に全グループ企業および全所属員が社会の一員としての責任を自覚し、それを果たすよう行動することが最優先となることを定めています。

代表企業・構成企業は、プライバシーマークを保有し厳格に個人情報管理を行うだけでなく、JISQ15001規格に適合した個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを作成し、役員及び全職員がこれを遵守しています。

(4) 施設管理

ア 維持管理（施設、設備、備品等）

予防保全を基本とする維持管理で、「安全」「安心」「快適」「清潔」な施設環境を提供します。

4期目は、築40年を迎える施設の更なる延命化を図るため、ファシリティマネジメントの考えの下、過去の維持管理で蓄積されたデータを用い経験と実績を反映した日常点検表と月次点検表を作り込み、高い感度で確実に点検し、不具合の予兆を早期

発見し適切な措置を施すことで、不具合を未然に防ぎ施設及び設備を守ります。

(7) 指定管理10年の期間を活かした長期的維持管理計画

10年の長期間を活かし、文化センターの延命化に必要な中長期修繕計画を立案し、適切な履行時期を見極め提案することで文化センター延命化の実現を目指します。具体的には「令和13年小ホール等大規模改修」に対し、4期目事業開始後早期に建物診断を行います。

(1) 市改修工事の支援

4期目事業では、予定されている小ホール・公民館大規模改修に向けて、省エネ診断に基づく暑熱対策結果を踏まえ、市と協議を行い、市工事に反映する項目の提案を行い、大規模修繕施工会社との橋渡しを行います。

(2) 施設利用者の声をサービス向上へ反映

4期目は「より安全で快適な文化センターの実現」を目標とし、次の3つの提案・改善を進めます。

- a 駐輪場照明の照度向上による、施設利用者の安心と安全の確保。
- b 館内Wi-Fi対応エリア拡張による利便性の向上。
- c 監視カメラ増設によるセキュリティ対策強化。

イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

利用者の安全確保を第一とし、緊急時や災害発生時に的確な対応が取れる体制を構築します。

(7) 組織的な緊急対応

緊急時には、施設長を本部長とした緊急対策本部を組成し、万全な体制で迅速な対応を図るとともに、多賀城市および関係機関と連携して事態に対処します。また、当事業体各社の近隣事業所や協力企業等のバックアップにより、連携して早期復旧にあたります。

(1) 避難訓練コンサートによる、市民と有事への取り組み深化

施設利用者と一緒に避難訓練する「避難訓練付きコンサート」を毎年実施しています。今や各地で行われるようになりましたが、東北地区では当センターが先駆けです。

(5) 施設の貸出し

サービスの基本方針は、「安心して相談できる利便性の高い施設利用と誰にでも開かれた居心地のよいサードプレイスの利用者サービス」です。

今回、10年の長期間であるため、貸館利用料の改定や、貸室の内装什器更改を含めた改修、利用者サービスに資する備品の導入などが行いやすくなる大きな利点があります。

サービス向上やユニバーサル向上、インバウンド環境整備による、幅広い利用者の取り込みと継続リピート化を行います。また、10年の期間を活かして、高齢化・人生100年時代の地域課題解決、多世代・多文化の交わるサードプレイスとしての交流が生まれる施設にしていきます。

ア 利用にかかる受付・相談体制

「市民活動やサークル活動を支援するサポーター窓口を新設し、相談しやすい窓口サービス」

(ア) 5つのステップ (STEP 1 認知する→STEP 2 興味をもつ→STEP 3 検討する→STEP 4 申請する→STEP 5 利用する)による利用者目線の受付サービス

施設利用者の催事の成功につながる相談支援を重視し、施設職員全員が受付・相談対応を行えるよう施設内の受付配置を変更し、利用者目線の受付サービスを重視します。

(イ) さらに利用しやすい受付体制へ拡充

a 当日申請を可能にします（新規）

b 申請手続の簡略化（新規）

(ウ) さらに相談しやすい相談体制へ拡充

地域コーディネーターの設置（新規）

イ 平等な利用の確保

「高齢者から障がい者、外国籍の方まで、すべての人を開かれたユニバーサルな施設サービス」

(ア) ソフト面のさらなる社会的障壁の除去

a インフォメーションに誰でも使用可能な貸出PCの設置

b 外国人来館者への接客サービスの向上

c 外国人の方が集まる場の設置

(イ) ハード面のさらなる社会的障壁の除去

大ホールの車いす席が最後列のみのため、前列にいくための動線確保の検討。主催者へ確認し、前列で鑑賞できる工夫の交渉。

ウ リピーターの満足度向上

「高齢者・子どもたちの居場所、地域部活動移行など、多世代多文化の優しいサードプレイス」

(ア) 市民・団体が使いやすい施設づくり

学校や事業が決定するのは1年以上前となることから、貸館利用予約を1年以上前からとれる仕組みを検討

(イ) サードプレイスづくりによるリピート利用

a 酷暑による子どもの居場所づくり課題に向き合い、夏の“キッズルーム”開設と10年後の専用ルームを検討

b いつでもダンスやパフォーマンスの練習等ができるような、フリースペースづくりを検討

(ウ) 10年の長期間を活かしたリピーター促進策

お散歩MAPを作成し、未就学児やご高齢の方にも気軽に立ち寄れるように地域に開かれた文化センターを目指す

(6) 文化芸術の振興

ア 文化芸術振興事業の実施方針

「市民文化創造の協働と、文化と観光の連携を市民とともににつないでいきます。」

第4期のさらなる文化芸術振興事業の挑戦として、指定管理者に求められる「多賀城独自の文化創造」「市民文化を、市民が創造する仕組みづくり」「文化と観光が連携した交流人口の拡大」を実現するには、これまで蓄積してきた土台の上に、大きな変革が必要となるため、指定管理者単体だけで行うのではなく、市×市民組織×外部パートナーと連携して取り組むことで、本質的な市民協働を創り出します。

【第4期の方向性】

(ア) 1300年のレガシーの継承

シェイクスピアカンパニーと協定を締結

(イ) 「市民協働アートマネージャー」職を新たに選出し、多賀城の新たなアートシンクと企画運営を行うアートマネジメント人材を育成

- a 多賀城シティフェスティバル
- b 多賀城アクトファクトリー

(ウ) 1300年で集まった人材×たがぶんの実績

史都中央通線／市役所エントランス棟でのイベント開催

イ 良質な文化芸術の提供

「良質な公演を誘致し、市民の文化芸術鑑賞の機会をさらに拡充します。」

【第4期の方向性】

当事業体は、市民の鑑賞型公演のニーズを、事業アンケートで把握しています。年齢層ごとの鑑賞ジャンルニーズを把握し、プロモーターと協議して良質なコンテンツを市民に広く届けていきます。

(ア) 質、量を十分兼ね備えた事業

1年間で大型自主事業を、3本を目標に開催します。

(イ) 上質な文化芸術に触れる機会創出を拡大

プロモーター営業の強化／公演の扱いを指名されているコンテンツも含め、テレビ局事業部やイベンター等との連携による共催事業も積極的に誘致します。

ウ 地域文化芸術の振興

「ホールからまちなかへ。子ども・障害者などにさらに裾野を広げる」

【第4期の方向性】

障害者バリアフリー公演などの裾野拡大、市内飲食店舗なども会場にした音楽フェス、デッキを使ったイベント等、地域浸透を大事にします。

(ア) 子ども・障害者等にさらに裾野を広げる

- a 陸上自衛隊公演／自衛隊東北方面音楽隊0歳コンサート
- b 七ヶ浜国際村・利府町ペあくる・たがぶん3館による子ども向けワークショップ

c シェイクスピアカンパニーと視覚障害者向け実証実験

(1) ホールからまちなかへ。

- a 史都中央通線と市役所エントランス棟でのマーケット&ステージ
- b 多賀城シティフェスティバル（仮）
- c ゼロカーボンコンサート

I 芸術文化活動・交流の促進

「アートマネジメント人材・芸術家の育成による市民文化創造の支援」

【第4期の方向性】

市内全体イベントや館内オープンスペースを市民の発表の場として創出し、アーティストとアートマネジメント人材を育成する仕組みづくりを行います。

(7) 市民団体の文化芸術活動のサポート

市民団体主催公演を館内モニターでP R

(1) 芸術家・アーティストの育成と文化の醸成

- a 多賀城レジデンスアーティスト制度の新設
- b アート個展とアート蚤の市

(4) 市民協働アートマネージャーとの育成の仕組み

(I) 多賀城オルレを念頭に置いた文化と観光の連携

多賀城周遊謎解きコンテンツ第2弾

オ 文化芸術振興事業の実施能力

第4期目は、これまで情報が届きにくかった視聴覚障害者への情報発信の研究、市内イベント情報の館内発信の強化、コミュニティFMと連携した多賀城情報の発信等を行い、多賀城ファンを増やします。

(7) 広報

障害をお持ちの利用者との交流を通して、その方々への情報発信方法の検討の必要性があると気付きました。

4期目は①文化センターのみならず、市民団体、市内で開催されるイベントの告知を行うことで、多賀城ファンを増加させる。②障害のある市民への情報発信研究と実践。この2つの課題に挑戦します。

(8) 地域連携、地域貢献等

文化と観光を連携させた、地域に賑わいと交流を生み出す新しい地域連携の取り組みを推進し、J T Bグループならではの地域に賑わいと交流を生み出す、新しい地域連携の取り組みを行います。

ア 観光連携による賑わい醸成

第2弾作成！市内史跡をまわり謎解きコンテンツ。J T Bグループのリソースを活用した取組。

イ 食による居場所づくりみんな食堂

「みんな食堂」開店。JTBのノウハウを多賀城に還元。ごはんを通してみんなで心豊かに。

ウ こあきないを応援する地元事業者連携

市内のこあきないを応援！隔月開催サークルマーケット

エ ふるさと納税造成連携でブランディング

体験型ふるさと納税の商品造成。多賀城市のブランディングに寄与。

(9) 職員体制

職種	雇用形態	人数
施設長	常勤職員	1名
副施設長	常勤職員	1名
事業広報課長	常勤職員	1名
総務サービス課長	常勤職員	1名
事業広報・営業担当	常勤職員	2名
サービス担当	常勤職員	2名
施設管理責任者	常勤職員	1名
施設管理副責任者	常勤職員	1名
施設管理担当	常勤職員	1名
窓口対応他	パート職員	9～11名
計		20～22名

(10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額

(指定管理事業収支計画より)

区分	指定管理料提示額
令和8年度	159,299,000円
令和9年度	162,497,000円
令和10年度	162,233,000円
令和11年度	165,137,000円
令和12年度	168,823,000円
令和13年度	172,710,000円
令和14年度	174,439,000円
令和15年度	177,460,000円
令和16年度	179,987,000円
令和17年度	181,604,000円
合計	1,704,189,000円